## 注記

- 1 重要な会計方針
- (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
- ① 有形固定資産

取得原価で評価しています。ただし、昭和59年度以前に取得したもの、取得原価が不明なものは原則として再調達価格で評価しています。

② 無形固定資産 取得原価で評価しています。

- (2) 有価証券、出資金の評価基準及び評価方法
- ① 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
- ② 市場価格のないもの 取得原価又は出資金額
- (3) 有形固定資産等の減価償却の方法
- ① 有形固定資産

定額法により残存価額1円まで減価償却を行っています。なお、主な耐用年数は、概ね次のとおりです。

建物 10年~50年

工作物 10年~60年

物品 2年~20年

ただし、物品のうち、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号及び学校図書館法(昭和28年8月8日号外法律第185号)第2条で定められた資料のうち、地方自治法施行規則(昭和22年5月3日号外内務省令第29号)第15条第2項に掲げる歳出予算に係る節の区分、18備品購入費で取得したもの(以下、図書という。)については減価償却を行わないこととしています。

② 無形固定資産

定額法により残存価額1円まで減価償却を行っています。

また、地上権は、権利を設定した際の契約金として支出した金額を資産計上しており、その償却については、契約の更新料支払時もしくは契約期間満了時に減価償却しています。更新料支払時の減価償却額の算定方法は、減価償却額=更新直前の地上権の帳簿価格×(更新料の額/更新時の地上権の価格(時価))となり、更新時の地上権の価格とは、その地上権の目的となっている宅地の自用地としての価格×土地利用制限率(100分の30)としています。契約期間満了時については、残存価格1円として減価償却を行います。

- (4) 引当金の計上基準及び算定方法
- ① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検討し)、 徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により(又は個別に回収可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

### ② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額から東京都市町村職員退職手当組合加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち福生市に按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

# ③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### (5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

### (6) キャッシュフロー計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物。なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

### (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得価額が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。ただし、物品のうち、図書については全て計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、修理や改良が通常の維持管理費用や損壊した場合の現 状回復である場合は修繕費として処理しています。

## 2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

# 3 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

## 4 偶発債務

(1) 債務保証又は損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

|   | 区分                               | 金額(千円)   |
|---|----------------------------------|----------|
| _ | 般会計                              | 901, 765 |
|   | 福生市土地開発公社が融資を受けた公共用地等取得資金に係る債務保証 | 901, 765 |
| 特 | 別会計                              | 0        |
| 合 | · 큐나                             | 901, 765 |

## 5 追加情報

## (1) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間に おける現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

## (2) 繰越事業に係る将来の支出予定額

| 区分             | 金額(千円)   |  |
|----------------|----------|--|
| 繰越明許費 (一般会計)   | 0        |  |
| 繰越明許費(下水道事業会計) | 113, 811 |  |

- (3) その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項
- ① 表示単位未満を四捨五入することにより、合計等が一致しない場合があります。
- ② 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲:普通財産

イ 内訳:土地 4,793,677,894円

上記の(4,793,677,894円)は貸借対照表における簿価を記載しています。

## ③ 有価証券、出資金及び貸付金の内訳

| 区分  | 内容                        | 金額 (千円) |
|-----|---------------------------|---------|
|     | 東京都農業信用基金協会出資金            | 90      |
|     | 公益財団法人東京都都市づくり公社出えん金      | 500     |
|     | 福生市土地開発公社出資金              | 5, 000  |
| 出資金 | 公益財団法人東京都しごと財団出えん金        | 3, 000  |
|     | 公益財団法人東京都農林水産振興財団出えん金     | 955     |
|     | 公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター出えん金 | 3, 382  |
|     | 地方公共団体金融機構出資金             | 2, 700  |
| 貸付金 | 社会福祉法人福生市社会福祉協議会生活資金貸付金   | 6, 000  |